

## 仕様書

### 1. 業務名

建築物再生可能エネルギー利用促進区域及び特例需要場所制度（以下、「制度」）を活用した太陽光発電設備導入可能性等調査業務

### 2. 目的

本市の脱炭素先行地域づくり事業で計画している制度活用によるオンサイト再エネ導入について、脱炭素先行地域エリア外でも導入可能性を調査し、候補場所の抽出を行う。

併せて、本市の管理する調整池を活用した再エネ導入についても調査する。

### 3. 契約期間

契約締結日から 2026 年 3 月 31 日（火曜）まで

### 4. 業務内容

#### (1) 調査範囲

##### ①市内産業団地 7 か所

- ・神戸テクノ・ロジスティックパーク（神戸市西区見津が丘）
- ・神戸サイエンスパーク（神戸市西区井吹台東町）
- ・神戸ハイテクパーク（神戸市西区室谷）
- ・西神インダストリアルパーク（神戸市西区高塚台）
- ・神戸流通センター（神戸市須磨区弥栄台）
- ・神戸空港島（神戸市中央区神戸空港）
- ・六甲アイランド（神戸市東灘区向洋町東、西）

##### ②市内大規模商業施設等 10 か所（店舗面積 20,000 m<sup>2</sup>以上）

##### ③神戸市が管理する調整池 10 か所（①の敷地内）

#### (2) 調査内容

調査範囲①～③において、下表で「○」を記入している項目を調査する。

項目	①	②	③
I 建築基準法の制限（容積率・建蔽率・建築物の高さ等）に係る情報整理	○	○	
II 太陽光発電設備（ソーラーカーポート含む）の導入可能量（発電量・日射量・設置位置等）調査（インターネットや統計上で確認できる範囲とし、企業等への直接ヒアリングは含まない※）	○	○	○
III 制度活用を含めた再エネ導入手法の検討とその事業性調査（国補助事業の活用も併せて検討すること）	○	○	○
IV 電気事業法施行規則の規定内容に関する該当性判断	○	○	○
V その他、導入に当たって想定される諸課題についての整理	○	○	○

※電力デマンドなど企業等の情報・ヒアリングが必要な場合は、脱炭素推進課が調整することとするが、必要に応じて最大 5 か所まで、技術的サポートのため同行すること（オンライン参加も可能）。

※別途業務：①～③共通で、建物設置の場合の耐荷重検討、野立て設置の場合の地盤調査、ため池設置の場合の設置方法や設置可否に関わる検討は別途とする。

### (3) 制度を活用した再エネ導入候補場所の抽出

①および②において、少なくとも合計 30MW の導入可能量を目標に、候補場所を抽出すること。導入可能量が目標に届かない場合は、その理由を業務報告書へ記載すること。

また、候補場所へのマッチング等の働きかけは、脱炭素推進課が実施するが、必要に応じて最大 5 か所まで、技術的サポートのため同行すること（オンライン参加も可能）。

### (4) 業務の進め方

#### ア) 全般

- ・受託者は、本業務に必要な調整全般を行うこと。また、本市担当職員との連携を密にして業務にあたること。
- ・本仕様書及び関係法令、規則等を遵守し、個人情報を取り扱う場合には、適正に取り扱うものとする。
- ・受託者は、本業の実施過程で知り得た情報について、本市の許可なく第三者に漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### イ) 本市との打合せ

- ・本業務を適切に遂行するため、業務着手時 1 回、中間報告時 1 回、最終報告書提出前 1 回、本市の業務担当者と打合せを行うこと。

#### ウ) 調査に当たって

- ・調査手法等について本仕様書から変更の必要が生じた場合には、本市と協議の上、決定すること。

### (5) 業務報告書の作成

上記 (1) (2) について、報告書にまとめて神戸市環境局脱炭素推進課へ提出すること。

	提出期限	提出方法	備考
中間報告書※1	2025 年 10 月 31 日	電子データ	提出期限前に個別の施設について進捗状況を求める場合がある。
最終報告書※2	2026 年 3 月 16 日 <b>厳守</b>	印刷物 2 部及び 電子データ	提出期限は厳守すること。

※1 中間報告時に最終報告内容について、脱炭素推進課と協議・調整を行うこと。

※2 最終報告書を提出する前に、本市に対し最終報告案を説明し、修正指示等を受けること。

## 5. その他の事項

### (1) 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。業務全体を統率する統括責任者及び進行管理者をおくこと。

(2) 事業計画

契約締結後、事業実施スケジュール（事業計画書）を作成し、提出すること。

(3) 著作権等の扱い

成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商標化権、意匠権及び所有権は、本市に帰属するものとする。

(4) 帳簿等の保管

受託者は、委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備するものとし、本業務を完了し、又は中止し、若しくは廃止した日の属する年度の終了後 5 年間これを保存しておかなければならない。

(5) 第三者の権利侵害

受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(6) 情報セキュリティ

本業務で個人情報の取り扱いが生じる場合は、本市の「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。

なお、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」については、以下のホームページを参照すること。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

(7) その他

- ・本仕様書に定めのない事項または疑義の生じた事項については、本市と受託者が協議して定めるものとする。
- ・契約の履行に際しては、提案事項の履行を求める。